

青山剛昌ふるさと館建築基本設計業務に係る公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この実施要項（以下「本要項」という。）は、青山剛昌ふるさと館建築基本設計業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。令和5年6月に策定した青山剛昌ふるさと館再整備基本計画（以下「基本計画」という。）を踏まえ、国内外からの集客を図り、地域の交流拠点・文化の発信性のある施設を整備するうえで、豊富な経験、確かな技術力、柔軟かつ高度な発想力及び創造力を有する最適な設計者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

青山剛昌ふるさと館建築基本設計業務

(2) 業務内容

青山剛昌ふるさと館建築基本設計業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務場所

鳥取県東伯郡北栄町由良宿

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年7月1日まで

(5) 業務委託料の上限額

47,994,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 選定方法

本要項に記載する技術提案書等を求め、提案事業者の経験並びに実施の能力、提案内容及び見積価格を総合的に比較検討し、最適な候補者を本プロポーザルにより選定する。

4 担当部署

北栄町観光交流課 観光戦略室

所在地：〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

電話：0858-37-3158 E-mail：kouryu@e-hokuei.net

5 参加資格要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしていること。

- ① 単体企業及び共同企業体の代表者は、平成25年度以降に、以下に示す同種・類似施設の基本設計業務又は実施設計業務について元請けとしていずれかを受託した実績を有すること。ただし、共同企業体での実績の場合は、上記業務を構成員として受託し

た実績があること。

同種施設	ア. 平成31年国土交通省告示第98号(以下「告示第98号」という。)別添二第十二号第2類の用途で、延べ床面積が600㎡以上の美術館、博物館 イ. 告示第98号別添二第十二号第2類の用途で、ア以外で延べ床面積が600㎡以上のもの
類似施設	ウ. 告示第98号別添二第十二号第1類の用途で、延べ床面積が600㎡以上の公民館、集会場、コミュニティセンター等 エ. 告示第98号別添二第七号第1類の用途で、延べ床面積が600㎡以上の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等

※ア～エについて、複合用途施設の場合はその該当用途部分に限る

- ② この公告日において、鳥取県中部地区(東伯郡又は倉吉市)に本社または支店(営業所、事務所含む)を有し、一級建築士を4名以上配置しており、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者(以下「県中部建築士事務所」という。)。また、日本国内で一級建築士事務所の登録を受けている者は、県中部建築士事務所と共同企業体を形成することを条件として応募することができる。
- ③ 本町に競争入札参加資格審査申請書(指名願)を提出し、令和5年11月17日(金)正午までに受理された者で、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない事業者であること。
- ④ 北栄町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成17年10月1日訓令第28号)の規定による指名停止を現に受けていない者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されていない者であること。

(2) 応募条件

- ① 提出書類は、1事業者(共同企業体の構成員を含む。)につき1案とする。
- ② 共同企業体で応募する場合は、名称を設定し、代表者となる団体等を選定すること。なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。
- ③ 出資比率については共同企業体間において取り決めるものとする。

(3) 業務従事者

- ① 建築士法に規定する一級建築士の資格を有する管理技術者を配置すること。ただし、共同企業体の場合、その代表者から選出すること。また、管理技術者は、(1)①の同種・類似施設についての基本設計又は実施設計の実績を有するものであること。
- ② 本業務の担当業務分野は、建築及び外構付帯建築物(意匠)、建築(構造)、電気設備、機械設備の4分野とすることとし、業務分野ごとに資格を有する担当技術者を定めなければならない。なお、設備設計分野においては、協力設計事務所を置くことができる。
- ③ 受託者は管理技術者を補佐するために、各業務分野をとりまとめる主任技術者を配置することとする。主任技術者は一級建築士の資格を有することとし、各担当分野を兼任することができる。また、共同企業体の構成員は少なくとも1名以上、主任技術者を配置することとし、主任技術者は複数配置することができる。

- ④ 管理技術者、主任技術者、担当技術者は、提案事業者又は共同企業体の構成員又は協力設計事務所の組織と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあるかその代表者であること。
- ⑤ 提出書類に記載した管理技術者、主任技術者、担当技術者は、本業務の受託者として選定された場合、必ず本業務を担当すること。病気、死亡、退職等の極めて特殊な事情により変更する場合は、同等以上の技術者であることについて町から承認を受ける必要がある。

6 スケジュール

項目	期日
公募の開始	令和5年9月27日（水）
質問の受付	令和5年9月27日（水）から 令和5年10月13日（金）正午まで
質問に対する回答	令和5年10月18日（水）まで
一次審査書類提出期限	令和5年11月17日（金）正午まで
一次審査（書類審査） ※応募者が4者以上あった場合	令和5年11月24日（金）まで
一次審査結果通知	令和5年11月27日（月）
二次審査書類提出期限	令和5年12月18日（月）正午まで
二次審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年12月22日（金）【予定】
二次審査結果通知	令和5年12月25日（月）【予定】
契約締結	令和6年1月上旬【予定】

7 本要項及び仕様書に関する質問の受付及び回答

（1）受付方法

質問書（様式第1号）により電子メールにて「4 担当部署」へ提出すること。
なお、必ず電話により受信の確認をすること。

（2）受付期間

令和5年9月27日（水）から令和5年10月13日（金）正午まで

（3）回答方法

令和5年10月18日（水）までに質問回答書としてとりまとめ、町ホームページ上に掲載する。なお、回答にあたり、質問をした者の社名又は名称等は明らかにしない。また、質問内容に事業者が特定されるものがある場合は、回答から除外することがある。

（4）その他

- ① 上記の受付方法及び受付期間以外の質問は、一切受け付けない。
- ② 回答の内容に疑義がある場合でも、町はそれ以上の質問に回答しない。
- ③ 回答内容は、本要項等の追加又は修正とみなす。

8 必要書類

(1) 提出書類及び提出期限等

本プロポーザルへ参加する者は、下記の書類等を期限までに提出すること。

一次審査	
提出書類	①参加意思表明書（様式第2号） ②共同企業体届出書（様式第3号）※共同企業体の場合のみ ③会社概要（様式第4号） ④協力設計事務所届出書（様式第5号）※必要な場合のみ ⑤業務受託実績調書（様式第6号） ⑥予定技術者の経歴調書（様式第7-1号～様式7-6号）
提出期間	令和5年10月23日（月）から11月17日（金）正午まで
二次審査	
提出書類	⑦技術提案書（様式第8号） ⑧業務の実施方針（様式第9号） ⑨業務実施スケジュール（様式第10号） ⑩評価テーマに対する提案（様式第11号） ⑪価格提案書（様式第12号）
提出期限	令和5年12月18日（月）正午まで

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により「4 担当部署」へ提出すること。持参の場合は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（最終日は正午まで）に提出すること。また、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により提出期限内に必着のこと。

(3) 提出部数

10部（正本1部とし、副本9部は複写で可）作成し、提出すること。別途提出書類の電子データ（PDF）をメールにて提出すること。

副本については、提出企業名（構成企業含む）を一切記載しないこと。

9 説明会の有無

本プロポーザルに係る説明会は行わない。応募者が現地確認を行い、町が質問に回答することで必要な説明を行うものとする。

10 選考方法

採点方法等については審査表（別紙1）のとおりとする。

(1) 一次審査（書類審査）

事務局による書類審査を行う。応募者が3者以下の場合は、参加資格等の確認により、不備等がなければ一次審査通過とする。応募者が4者以上の場合は、提出された書類を評価項目において書類審査を行う。なお、審査結果については、各事業者あてに通知を行うとともに、確認のため電話による連絡を行う。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

- ① 一次審査通過者は、実施方針、評価テーマに対する提案書等を提出し、審査会においてプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとするが、詳細については、一次審査通過者に文書にて通知する。審査の結果、二次審査の得点の高い者から順に優先候補者、次点候補者を決定する。得点と同点の場合は抽選により決定する。
- ② 二次審査の参加者が1者のみとなった場合でも面接審査を行い、適正な者と判断した場合に契約を行う。
- ③ 審査会の構成は、以下を予定している。 (敬称略)

氏名	役職等
岡本 圭司	北栄町副町長
蓑 豊	青山剛昌ふるさと館再整備検討会 会長 兵庫県立美術館 名誉館長 公益財団法人 香雪美術館 館長
浅井 秀子	鳥取大学工学研究科社会基盤工学専攻 准教授
隠樹 正人	鳥取県中部総合事務所 環境建築局長兼建築住宅課長
河崎 積	青山剛昌ふるさと館 館長

- ④ 選定結果については、町のホームページに公表するとともに各事業者あてに通知を行う。

11 契約手続

仕様書及び北栄町財務規則に基づき優先候補者と協議を行い、契約を締結するものとする。ただし、優先候補者が「5 参加資格要件」を満たさないと判明したとき、又はその他の理由により契約の締結が出来ない場合は、次点候補者と契約の協議を行うものとする。

12 失格となる提案者

- (1) 資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 参加意思表明書、技術提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 審査に対し不当な要求を申し入れた場合
- (7) 審査委員に個別に接触した場合
- (8) 他者の提案図書を盗用した疑いがある場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、全て応募事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する報告、説明、公表のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。それ以外の目的で本町は提案者に無断で使用しない。

- (3) 提出書類の返却は原則行わない。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、認めない。なお、管理技術者、主任技術者、担当技術者の手持ち業務等に変更があった場合はその都度届け出ること。（様式は任意）
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の候補者選定のみを使用し、その目的以外には一切使用しない。
- (6) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）によるものとする。
- (7) 応募書類の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第13号）を提出すること。
- (8) 本プロポーザルは最適な設計者を選定するためのものであり、提案内容の履行を保証するものではない。町及び関係者と協議、調整を行い、設計業務を進めること。
- (9) 本業務の完了後、建築実施設計業務、工事監理業務を予定している。当該業務については、後日提案する町議会において予算が承認された場合、本業務を受託した事業者と随意契約により契約を締結する予定である。なお、当該業務の予算が可決、成立しない場合は、契約を行わないが、本町は損害賠償等の責任を一切負わないので、あらかじめ了解のうえ、参加表明を行うこと。
- (10) 地質調査ボーリング、アスベスト調査業務は別途発注する。
- (11) 本件に関わる情報公開請求があったときは、北栄町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (12) 審査の結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。